

エストニア民法典

* 新たな契約類型を典型契約として定めている例として、オーストリアで参照されている。

条文の英文訳：<http://www.legaltext.ee/en/andmebaas/ava.asp?m=022>

第 13 章 ファクタリング契約

第 256 条 ファクタリング契約の定義

ファクタリング契約において、一方当事者(ファクタリングのクライアント)は、第三者(ファクタリング債務者)に対して有する金融上の債権(financial claims)を他方当事者(ファクター)に対して譲渡し、クライアントがクライアントの経済的または金融上の活動において、第三債務者に対して対象の売却またはサービスの提供をする一方で、ファクターが次の各号に掲げるいずれかの活動を行う義務を負う。

- 1) 金銭債権のための支払い、金銭債権の不履行リスクを負担すること。
- 2) 金銭債権の履行の枠外での顧客への信用の供与、顧客のための金銭債権を管理し、関連口座の整理、金銭債権の収集を含む、金銭債権から生ずる各種の権利を行使すること。

第 257 条 金銭債権の譲渡の通知

ファクタリングのクライアントは、第三債務者に対して金銭債権の譲渡につき通知をしなければならない。

第 258 条 契約違反

(1) ファクタリングのクライアントが、ファクタリングのクライアントと第三債務者の間で成立した売買契約またはサービス供給契約に違反した場合、および、契約から生じた金融債権(financial claim)がファクターに譲渡された場合、第三債務者がクライアントから払戻を請求できる限りにおいて、第三債務者はファクターに支払われた金銭の払戻を請求することはできない。

(2) 本条第 1 項に定める当事者による契約違反があった場合、ファクタリングの第三債務者は、次に定める限りにおいて、債権に基づきファクターに支払われた金銭の払戻しをファクターの請求することができる。

- 1) ファクターが当該債権の一部としてクライアントに対し支払をなす義務を履行していない限りにおいて

- 2) ファクターが、クライアントが売買契約またはサービス供給契約に違反している旨を認識し、または認識すべきであったにもかかわらず、クライアントに支払をなした限りにおいて。

第 17 章 リース契約

第 361 条 リース契約の定義

リース契約により、貸主は、借主が指定したある物(リースの目的物)を売主から取得し、目的物の利用を借主に認める義務を負い、これに対して借主がリースの目的物利用の対価として料金を支払う義務を負う。

第 362 条 貸主の義務

- (1) 貸主は、借主に対してリースの目的物の占有を移転することを要し、借主によるリース目的物の占有または利用を妨げてはならない。
- (2) 借主は、契約で定めた期間内または当該合意のない場合には合理的期間内に、リース目的物が引き渡されないとき、および、借主側の事情により引渡しが遅延しているときは、契約を解除することができる。
- (3) 貸主は、リース目的物が契約に適合しないとき、次の各号に定める場合以外には借主に対し責任を負うものではない。
 - 1) リースの目的物またはその売主が貸主によって選定されていた場合。
 - 2) 借主が自然人であり、かつ、とりわけ、貸主がリース目的物のリースに特化しているような場合など借主に生じた損害が貸主の専門性に対する合理的な期待によって生じた場合。

第 363 条 借主の義務

借主は、次の各号に定める義務を負う。

- 1) リースの目的物を、注意をもって(with prudence)、リース契約上定められた目的に沿った用法に従い、当該合意がない場合には通常の用途に従って利用すること。
- 2) リースの目的物を、借主に引き渡された状態で維持すること。ただし、定められた目的でリースの目的物が利用された結果生じた変化についてはこの限りではない。
- 3) 契約が解約告知(termination)されたとき、リースの目的物を本条第 2 号に定める状態で貸主に返還すること。ただし、借主がリースの目的物を取得する旨の契約上の権利を行使する場合はこの限りではない。

第 364 条 不慮の事故による滅失または棄損のリスクの移転(accidental loss or damage)

リースの目的物の不慮の事故による滅失または棄損のリスクは、リースの目的物が借主に引き渡されたときに借主に移転する。

第 365 条 売主の責任

- (1) 売買契約の違反に基づく請求権が貸主に発生する場合、借主は、貸主の請求権を直接、売主に対して行使することができる。請求権を行使することにより、借主は、買主としてすべての権利を有し、義務を負う。ただし、目的物の代金を支払う義務および目的物の所有権の移転を請求する権利はこの限りではない。
- (2) 借主は、貸主の売主との間で成立した売買契約を解除する権利を行使するときは、貸主の同意を得なければならない。

第 366 条 リースの目的物に瑕疵または損壊がある場合の中途解約(cancellation)

リースの目的物が損壊もしくは利用不能となり、または、借主が、売主との間で成立した売買契約を解除する権利を借主に代わって行使する場合、貸主および借主は共に、事前の通知なしにリース契約を中途解約することができる。

第 367 条 中途解約の結果(効果)

- (1) リース契約が中途解約されたとき、借主は、とりわけリースの目的物の取得費用および購入価格のうち、既払のリース料でカバーされていないものを含め、貸主が負担した費用をすべて償還しなければならない。
- (2) 本条第 1 項の定める費用を算定するにあたっては、中途解約以降に借主に支払われるべきリース料を基本としつつ、契約上付されることとなっている利息、その他、リースの目的物の取得には関連しない費用については、これを控除するものとする。
- (3) リース契約の中途解約後もリースの目的物が貸主の所有に属するときは、本条第 1 項に定める償還請求権の金額を算定するにあたっては、リースの目的物の価値は目的物返還時の価値が考慮に入れられなければならない(2003 年 11 月 19 日法、2003 年 12 月 27 日施行 – RT I 2003, 78, 523)。
- (4) 借主は、中途解約によって貸主に生じた追加費用を賠償しなければならない。ただし、中途解約の原因が貸主側の事情による場合はこの限りではない。

第 19 章 フランチャイズ契約

第 375 条 フランチャイズ契約の定義

フランチャイズ契約により、一方当事者(フランチャイザー)は他方当事者(フランチャイジー)に対して、トレードマーク、商業上の識別マーク(commercial identifications)、ノウ・

ハウを含む、フランチャイザーに帰属する一連の権利および情報を、フランチャイジーの経済活動または職業活動に利用に供する権利を付与する。

第 376 条 フランチャイザーの義務

フランチャイザーは、フランチャイジーに対して、権利行使の方法に関する指示・説明(instructions)および継続的に支援を行う義務を負う。

第 377 条 フランチャイジーの義務

フランチャイジーは、以下の義務を負う。

- 1) その活動において、フランチャイザーの商業上の識別マークを使用すること。
- 2) フランチャイジーが契約に従って製造する製品または供給するサービスの品質が、フランチャイザーにより製造または提供されるものと同一のものであること。
- 3) フランチャイザーと同一の基礎および同一の様式において、権利行使に関するフランチャイザーの指示・説明に従うこと。
- 4) クライアントがフランチャイザーとの商品またはサービスについての契約で期待し得る付加的なサービスを提供すること。

第 378 条 フランチャイザーの審査権

フランチャイザーは、フランチャイズ契約に基づき製造される製品または提供されるサービスの品質を審査する権利を有する。

(角田美穂子)